

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（建網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）9 月 26 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網 漁業	建網漁業	別記 1 のとおり	1 月 10 日から 4 月 10 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	28 隻	1 天草市牛深町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網 漁業	建網漁業	別記 1 のとおり	1 月 10 日から 4 月 10 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市魚貫町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網 漁業	建網漁業	別記 1 のとおり	1 月 10 日から 4 月 10 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市河浦町崎津に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網 漁業	建網漁業	別記 1 のとおり	1 月 10 日から 4 月 10 日まで	船舶の総トン数：定めなし 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	6 隻	1 天草市天草町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年（2025年）9月26日から令和7年（2025年）10月31日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、令和8年（2026年）1月1日から令和10年（2028年）12月31日までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 同時に使用する網具の全長は、900メートルを超えてはならない。

イ 網丈は、4.5メートルを超えてはならない。

ウ 網具の両端に水面上1.5メートル以上の高さに所属する漁業協同組合名、許可番号（1字の大きさ1辺5センチメートル）を表示した1辺50センチメートル以上の白地※の標旗を掲げなければならない。

※ 天草市牛深町に住所を有する者の場合。天草市魚貫町に住所を有する者の場合は黄地、天草市河浦町に住所を有する者の場合は赤地、天草市天草町に住所を有する者の場合は緑地とする。

（3）この公示に係る共同漁業権は令和5年（2023年）9月1日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域

天草海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた天草海。

ただし、A、B、C、D、E、F、Aの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域とG、H、I、J、K、Lそれぞれの点を中心として半径 1,000 メートルの区域及び共同漁業権漁場内を除く。

ア 天草市河浦町権現山山頂

イ アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線上、アから 48,000 メートルのところ

ウ イから真方位 180 度、9,000 メートルのところ

エ シから真方位 180 度、9,000 メートルのところ

オ 北緯 32 度 06 分 00 秒、東経 129 度 45 分 00 秒の点

カ 北緯 32 度 06 分 00 秒、東経 129 度 48 分 00 秒の点

キ 北緯 32 度 00 分 12.4 秒、東経 129 度 48 分 00 秒の点

ク 北緯 32 度 00 分 12.4 秒、東経 129 度 57 分 00 秒の点

ケ 北緯 32 度 06 分 00 秒、東経 129 度 57 分 00 秒の点

コ サから真方位 180 度の線が北緯 32 度 06 分 00 秒線と交わる場所

サ 天草市牛深町ガン瀬頂点

シ アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経 129 度 45 分 00 秒線と交わる場所

A アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経 129 度 53 分 00 秒線と交わる場所

B アから同町オチウド山（谷の中央）を見通した線が東経 129 度 49 分 51.9 秒線と交わる場所

C 北緯 32 度 15 分 36.2 秒、東経 129 度 49 分 51.9 秒の点

D 北緯 32 度 15 分 36.2 秒、東経 129 度 50 分 51.9 秒の点

E 北緯 32 度 16 分 36.2 秒、東経 129 度 50 分 51.9 秒の点

F 北緯 32 度 16 分 36.2 秒、東経 129 度 53 分 00 秒の点

G 北緯 32 度 08 分 42.3 秒、東経 129 度 47 分 33.9 秒（サバソネ）の点

H 北緯 32 度 10 分 12.3 秒、東経 129 度 48 分 39.9 秒（肩持たせ）の点

I 北緯 32 度 12 分 02.3 秒、東経 129 度 52 分 03.9 秒（長良）の点

J 北緯 32 度 07 分 52.3 秒、東経 129 度 52 分 39.9 秒（片島南沈船）の点

K 北緯 32 度 13 分 36.3 秒、東経 129 度 54 分 27.9 秒（桑島大型魚礁）の点

L 北緯 32 度 09 分 24.3 秒、東経 129 度 54 分 33.9 秒（ヤシマ）の点